

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,  
平成28年(ワ)第2098号, 同第7630号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに242名

被告 国 ほかに1名

被告国第22準備書面

平成29年11月30日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



清水真人



熊田篤



寺村隼人



帆足智典



鈴木優香子



原田剛



田中宏



作下秀作





竹原友深 


松村理紗 

高橋正史 


小川哲兵 


武田龍夫 

田中博史 

矢野諭 


前田后穂 


森川久範 

内山則之 


中野浩 
















世良田鎮 

豊島広史 

谷川泰淳 

小野祐二 

西崎崇徳 

- |     |    |   |
|-----|----|---|
| 小山田 | 巧  |    |
| 荒川  | 一郎 |    |
| 中川  | 淳  |    |
| 止野  | 友博 |    |
| 木原  | 昌二 |    |
| 山田  | 創平 |    |
| 片野  | 孝幸 |   |
| 村上  | 玄  |  |
| 照井  | 裕之 |  |
| 岡本  | 肇  |  |
| 正岡  | 秀章 |  |
| 皆川  | 隆一 |  |
| 角谷  | 愉貴 |  |
| 田尻  | 知之 |  |
| 大塚  | 恭弘 |  |
| 大浅田 | 薫  |  |

岩	田	順	一	
鈴	木	健	之	
安	達	泰	之	
森	野	央	士	
高	城		潤	
河	田	裕	介	
淺	海	風	音	
白	津	宗	規	
吉	永		航	
杉	原	裕	子	
山	崎		亮	
高	野	菊	雄	
伊	藤	弘	幸	
山	瀬	大	悟	
森	本	卓	也	
水	越	貴	紀	

宇田川 徹



和田 啓之



林 直紀



荒木 淳一



森家 隆文



向田 昭彦



小川 了亮



坂野 聡



大平 昌幸



谷川 淑子



被告国は、本準備書面において、原告らの2015〔平成27〕年12月7日付け準備書面23（以下「原告ら第23準備書面」という。）及び2016〔平成28年〕7月21日付け準備書面31（以下「原告ら第31準備書面」という。）における貞観津波に係る主張に対し反論する（後記第1）とともに、福島第一発電所事故前において貞観津波の知見によって被告国の予見可能性が肯定されるものではないことについて従前の主張を補充する（後記第2）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句一覧表を添付する。

**第1 佐竹ほか（2008）等によって示された貞観津波の知見を反映させれば、福島第一発電所に到達する津波を予見することが可能であったとする原告らの主張は理由がないこと**

**1 原告らの主張**

原告らは、澤井祐紀「地質記録と津波浸水シミュレーションによる貞観地震の復元」（甲B第67号証）を根拠として、「佐竹論文（引用者注：佐竹ほか（2008）〔丙B第23号証〕。以下同じ。）等によって示された貞観津波の波源モデルの値は、その当時までの津波堆積物調査によって明らかになっていた貞観津波の浸水域を説明するための値であり、そのための値として必要な最小のものである」から、「将来、津波堆積物調査がすすみ、石巻平野や仙台平野において、さらに海岸よりも遠くの地点や、石巻平野よりも更に北側、あるいは福島県以南で新たに津波堆積物が発見されることがあれば、この値がより大きくなることはあり得ても、小さくなることはないということである。」

（原告ら第23準備書面7ページ）などとして、被告国は、「佐竹論文が発表された2008〔平成20〕年には、佐竹論文によって示された貞観津波の知見を既往津波の調査、想定津波の設定に十分反映させれば、福島第一原発の敷地に達する津波を予見することが可能であった。」（同準備書面10ページ）

と主張するとともに、佐竹ほか（２００８）（丙Ｂ第２３号証）に、「本研究では、断層の長さは３例を除いて２００kmと固定したが、断層の南北方向の広がり（長さ）を調べるためには、仙台湾より北の岩手県あるいは南の福島県や茨城県での調査が必要である」（同号証７３ページ右段）と記載されていることについては、「これらの地域においては津波堆積物調査が進んでおらず、推定される浸水域が、佐竹論文において推定された範囲よりも広がる（狭まることはない）可能性があるという意味である。」（原告ら第３１準備書面７３ページ）と主張する。

つまり、原告らは、佐竹ほか（２００８）により示された貞観津波の波源モデルについて、その後の津波堆積物調査により波源モデルが南北に広がる可能性があるとしても、福島第一発電所への津波影響は、大きくなりこそすれ、小さくなることはないから、佐竹ほか（２００８）の波源モデルにより福島第一発電所への津波の影響を評価し、適切な対策を講じていれば、福島第一発電所事故を回避することができたと主張する。

## 2 福島第一発電所事故前において、貞観津波の波源モデルは確定しておらず、津波対策の具体的仕様を決定づけるだけの科学的知見ではなかったこと

しかしながら、佐竹ほか（２００８）の執筆者である佐竹氏が、「この証人の論文（引用者注：佐竹ほか（２００８））で、貞観地震の断層モデル（引用者注：貞観津波の波源モデル）は全て明らかになったのでしょうか」という被告国指定代理人の質問に対し、「全て明らかになったとは言えないと思います」（丙Ｂ第４０号証の１・４８ページ）と供述していることから、佐竹ほか（２００８）により貞観津波の波源モデルが確定していなかったことは明らかである。

この点、今村教授も、その意見書（丙Ｂ第９３号証）において、「著者自ら波源域の特定のためには仙台湾より北の岩手県や南の福島県等で更なる堆積物調査を行う必要があるとしていました。このことから分かりますとおり、貞観津

波の断層（波源）モデルが特定されたわけではありませんでした。堆積物調査の結果、北の岩手県や南の福島県等で貞観津波のものと推定できる堆積物が発見されれば、それをも合理的に説明できる断層（波源）モデルを構築するために、断層の長さなどのパラメータを更に修正する必要があることになるからです」（同号証34，35ページ）と述べており、佐竹ほか（2008）によって貞観津波の波源モデルが確定していなかったことを裏付けている（丙B第83号証20ないし22ページ，丙B第96号証9ないし26ページ参照）。

また、今村教授が、その意見書（丙B第93号証）で、「仮に、新たな堆積物調査で、より南側の地点から堆積物が発見された場合、推定される破壊断層の長さが変わることになりますが、沿岸の特定地点で想定される津波高さは断層パラメータだけで決まるのではなく、沿岸地形などによっても大きく影響を受けます。したがって、堆積物がより南側で発見されたからといって、必ずしも特定地点で想定される津波高さがそれまでより高くなるというわけではありません。」（同号証35ページ脚注）と述べるように、新たな津波堆積物調査の結果を踏まえて波源モデルが南北に広がることになったとしても、それが直ちに特定地点で予想される津波高を高めるとは限らない。

そして、現に、佐竹ほか（2008）の公表後に行われた津波堆積物調査の結果を踏まえて貞観津波の数値シミュレーションを行い、貞観津波の波源モデルの検討を行った行谷佑一ほか「宮城県石巻・仙台平野および福島県請戸川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション」（甲B第68号証，丙B第29号証。以下「行谷ほか（2010）」という。）では、新たに福島県双葉町浪江町請戸地区で貞観津波に由来するとみられる津波堆積物が発見されたことを踏まえて、佐竹ほか（2008）が「津波堆積物の分布をほぼ再現できている」（丙B第23号証73ページ右段）とした波源モデル（モデル8及び10）に加えて、これらのモデルから断層の位置や深さを変更した新

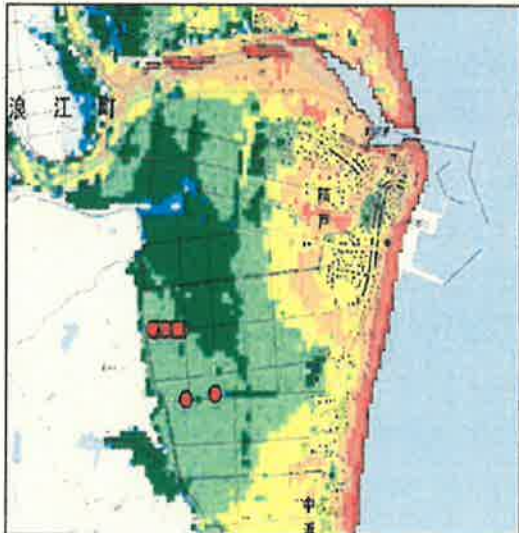


たな4つのモデル（モデル11ないし14）を検討対象とした津波浸水計算が行われている。その結果、行谷ほか（2010）では、石巻平野、仙台平野及び請戸地区の津波堆積物を再現できる波源モデルは、佐竹ほか（2008）で既に提案されていたモデル10と、これを沿岸方向に移動させた新たなモデル11であるとされ、新たな波源モデルの候補が浮上するに至っているし、結論として、「断層の南北の拡がり（長さ）などをさらに検討するために、今後、石巻平野よりも北の三陸海岸沿岸や、あるいは請戸地区よりも南の福島県、茨城県沿岸における津波堆積物の調査が必要である。」（甲B第68号証及び丙B第29号証の各4ページ右段）と述べている。

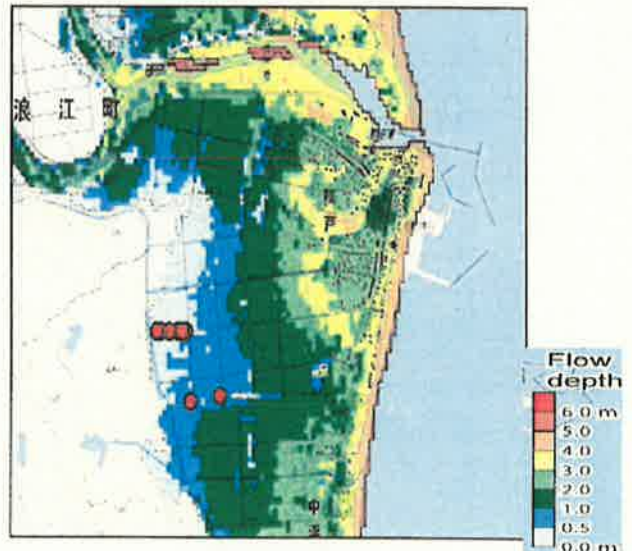
この新たな波源モデルに関して、名倉氏は、「津波堆積物調査をされたことによって、福島第一原発に到来する津波の高さにはどんな影響があると思っていますか。」という被告国指定代理人の質問に対し、「津波堆積物のインプット情報として入っている津波堆積物の結果が変わったときに、結果にどう影響するのかというところでは、行谷他2010のモデル10と11の遡上域の図（引用者注：行谷ほか（2010）14ページ第8図参照）を比較すると、沿岸の津波の高さは若干低くなったりしています。岸側に近づけると、沿岸の津波の高さが6メートル強から4メートルから5メートルぐらいに下がっています。そういったことがありますので、津波堆積物調査をしたことによって、モデルは、ある大きさのモデルを動かしているだけになったんですけども、福島県への影響は、その請戸の遡上の記録（引用者注：前記第8図）で遡上がどこまで行ってるかということを見ると、むしろ、モデル10よりもモデル11にしたほうが水が入りにくくなっている、ということは、これは一概に平野部の津波の遡上域が変わったから福島地点も変わるかどうかというのは、よく見ないといけないんですけど、沿岸の高さからすると、福島第一原子力発電所の津波の高さは、このモデル10を11にすることによって、恐らく、福島第一原子力発電所では下がったのではないかと私自身は推定をしています。だか

ら、津波堆積物調査の結果で波源のモデルの大きさ、面積と変位量、これが地震規模になります。地震規模は変わらなくても位置が動くことによって福島県沿岸に対しての影響は変わっている。だから、津波堆積物が今後得られると、モデルの大きさは変わらないんだけど、位置が動いたり角度が変わったり、いろんなパラメータが、それ以外に変わり得るものを変えれば、福島県沿岸に対しての影響は変わり得るというふうに、私自身は行谷他の結果を見て思いました。」（丙B第104号証の1・96，97ページ）などと、津波堆積物調査の結果によっては、特定の地点で想定される津波高がそれまでよりも低くなることもある旨供述している。

Model 10: d15L200u7



Model 11: d31L200u7



上に示した2つの図は、行谷ほか（2010）14ページ第8図において示された6つのモデルによる請戸地区への津波影響のうち、佐竹ほか（2008）で提案されていた波源モデル（モデル10）による請戸地区への津波影響を示す図（上の左図）と、行谷ほか（2010）で新たに提案された波源モデル（モデル11）による同地区への津波影響を示す図（上の右図）を並べたものであるが、両図を比較すると、名倉氏の前記供述のとおり、佐竹ほか（20

08) が公表された後に実施された津波堆積物調査の結果を踏まえて提案されたモデル11の方が、沿岸地点での津波水位はむしろ低くなっているのは明らかである。

そうすると、行谷ほか(2010)は、請戸地区よりも南方に位置する福島第一発電所との関係で見れば、貞観津波の影響が佐竹ほか(2008)のモデル10による評価よりも小さかった可能性を示唆する知見といえ、少なくとも、佐竹ほか(2008)の提案する波源モデルが確定的な内容ではなく、今後の知見の進展次第では福島第一発電所への津波影響も変わり得る状況にあったということを裏付けているといえる。

したがって、原告らが、佐竹ほか(2008)により示された貞観津波の波源モデルについて、「将来、津波堆積物調査がすすみ、石巻平野や仙台平野において、さらに海岸よりも遠くの地点や、石巻平野よりも更に北側、あるいは福島県以南で新たに津波堆積物が発見されることがあれば、この値がより大きくなることはあり得ても、小さくなることはないということである。」(原告ら第23準備書面7ページ)と主張する点は、佐竹ほか(2008)公表後の知見の進展状況に照らして明らかに誤っている。

### 3 小括

以上のように、貞観津波については、そもそも佐竹ほか(2008)によって示された波源モデルは、更なる堆積物調査を踏まえて基礎情報を補充しなければならない段階にあったといえ、決して確定的な知見ではなかったというべきであるし、現にその後の津波堆積物調査の結果を踏まえて新たな波源モデルが提案されるなどしていたのであるから、具体的な津波対策に利用できるような状況ではなく、原告らの前記1の主張は失当というほかない。

## 第2 貞観地震・津波の知見も未成熟であったことは専門家も認めていること

前記第1のほか、被告国第2準備書面第4の3(7)(54ないし64ペー

ジ) 及び被告国第8準備書面第3の5(85ないし90ページ)で詳述したとおり、佐竹ほか(2008)などの主要な知見においても貞観地震の断層モデルが確立されていなかったことは明らかであることから、福島第一発電所事故までの貞観津波に関する知見は、規制権限を行使すべき作為義務が生じる前提としての予見可能性を認めるに足りる程度に確立した知見ではなかった。

この点について、松澤教授は、その意見書(丙B第83号証)において、「産総研は、平成22年までに、『宮城県沖における重点的調査観測』において貞観地震の津波堆積物の調査を行い、…南北の長さ200キロメートル、東西の幅100キロメートル、すべり量7メートル、モーメントマグニチュード8.4というモデルを示しました。また、津波堆積物の年代推定から広域に被害をもたらした津波を同定し、その発生間隔は、…450年から800年程度であろうとする推定結果を示しました。しかしながら、産総研からこのような研究結果が示されたものの、津波堆積物の年代推定は幅が大きく、また、別の地点との対応関係の判断も極めて難しいため、この結論で本当によいのか、個人的には十分な確信は持てませんでした。また、平均再来間隔が約600年で、前回の地震が約600年前と聞いても、そのばらつきは±200年もあるので、正直なところ、私も含め地震学者の多くは、自分が生きている間に貞観地震の再来となるような地震・津波が発生するとは考えていませんでした。一方、調査委では、『宮城県沖における重点的調査観測』が終了したことを受けて、その成果を取り込んで、『宮城県沖地震の長期評価』と『三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価』を統合して、後者の長期評価の改訂版として発表することにしました。貞観地震に係る津波堆積物調査結果も含めて長期評価を行い、平成23年4月に、この結果を住民に公表しようと準備をしていたところ、その公表直前の平成23年3月11日に、東北地方太平洋沖地震が発生し、東日本大震災となってしまったのでした。このように貞観地震及びこれに伴う津波に関する知見は、平成22年になってようやく一定の仮定的なモ

デルが示せるレベルになったにすぎないものでした。なお、上記の長期評価の改訂における調査委の長期評価部会での貞観地震に関する検討において、貞観地震のような地震が約600年±200年程度の再来間隔で起きていることと、その最終発生が西暦1400年頃と考えられ、そのときから現在まで約600年経過していることから、事務局が持ってきた原案では、貞観地震のような地震がいつ発生してもおかしくなく明日にでも発生するかのよう非常に切迫性をもった記載がされていました。しかし、地震の専門家である委員のほうから、明日かもしれないし200年後かもしれないという状況を考えると、徒に国民の不安を煽るようなことは避けるべきではないか、という意見が出て、そこまで切迫性を強調しない書きぶりに変更しました。私を含めた長期評価部会の委員である地震の専門家がそのような感覚であったわけですから、貞観地震及びこれに伴う津波に関する知見についても、3.11地震・津波以前の時点では、東電がこの知見に基づいて何らかの対策を講じたり、国が東電に対策を講じるよう規制権限を行使すべきといえるほどの切迫性を残念ながら有していなかったと思います。また、産総研が示した貞観地震のモデルから推定される津波の高さは、海岸で6メートル程度と示されており、福島第一原子力発電所の1～4号機のある敷地高さは、これを上回る十分な余裕がありますので、この知見に基づいて津波に対する防護措置を講じるという考えに及ばなくても非難することは困難であると思います（そもそも、宮城沖重点の最終報告書が提出されたのは平成22年のことでしたから、東電が対策を講じたとしても、3.11地震・津波の発生までに間に合わなかった可能性もあります。）。」

（同号証20ないし22ページ）などと貞観地震・津波に関する知見も、未成熟な知見にすぎなかったという被告国の主張を裏付ける供述をしている。

以上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	6	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	6	
福島第一発電 所	福島第一原子力発電所	答弁書	6	
福島第一発電 所事故	福島第一発電所において放射性物質が放 出される事故	答弁書	7	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	7	
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発 電所における事故調査・検証委員会作成 の平成23年12月26日付け「中間報 告」	答弁書	8	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による調査委員 会が発表した平成24年7月5日付け報 告書	答弁書	10	
O. P.	「Onahama Peil」(小名浜港工事基準 面)	答弁書	11	
東電事故調査 報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付 け「東電事故調査報告書」	答弁書	12	
S P E E D I	緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク システム	答弁書	21	

ERSS	独立行政法人原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム	答弁書	22	
国賠法	国家賠償法	答弁書	32	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	9	
原災法	原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	9	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	11	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第1準備書面	12	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	15	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	18	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	第1準備書面	20	
後段規制	設計及び工事の方法の認可，使用前検査の合格，保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第1準備書面	21	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	23	
昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会了承）	第1準備書面	23	
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	27	

平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第1準備書面	30	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針	第1準備書面	31	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	35	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」	第1準備書面	59	
原告ら第13準備書面	原告らの2015年(平成27年)5月15日付け準備書面13	第2準備書面	7	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決(民集49巻6号1600ページ)	第2準備書面	8	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決(民集43巻10号1169ページ)	第2準備書面	10	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震(1611年)及び1677年11月の地震	第2準備書面	20	
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が、平成14年2月に刊行した、「原子力発電所の津	第2準備書面	22	



	波評価技術」			
長期評価	地震調査研究推進本部（地震本部）が、平成14年7月31日に公表した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	第2準備書面	26	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	40	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	40	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	40	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	40	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震	第2準備書面	54	
佐竹ほか（2008）	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山木滋）	第2準備書面	56	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	58	
本件各評価書	被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書（「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機	第2準備書面	58	

	耐震安全性に係る中間報告の評価について」)			
原告ら第15準備書面	原告らの2015年(平成27年)5月15日付け準備書面15	第3準備書面	7	
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	第4準備書面	6	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第4準備書面	13	
原告ら第19準備書面	原告らの2015年(平成27年)10月1日付け準備書面19	第5準備書面	5	
伊方原発訴訟最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	第6準備書面	7	
原告ら第18準備書面	原告らの2015年(平成27年)10月1日付け準備書面18	第6準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決(民集58巻4号1032ページ)	第6準備書面	12	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決(民集58巻7号1802ページ)	第6準備書面	14	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	第6準備書面	29	
別件千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号, 同第1476号及び同第1477号事件	第8準備書面	6	

佐竹氏	佐竹健治氏	第8準備書面	6
島崎氏	島崎邦彦氏	第8準備書面	6
都司氏	都司嘉宣氏	第8準備書面	7
阿部氏	阿部勝征氏	第8準備書面	9
日本気象協会	財団法人日本気象協会	第8準備書面	20
深尾・神定論文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	第8準備書面	50
阿部（1999）	1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュードM <sub>t</sub> の決定－歴史津波への応用－」	第8準備書面	95
原告ら第25準備書面	原告ら2016〔平成28〕年2月19日付け準備書面25	第9準備書面	1
事故解析評価	原子炉施設の事故防止対策に係る解析評価	第9準備書面	2
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等	第9準備書面	6
とりまとめ	原子力安全委員会の原子力安全基準・指針専門部会地震・津波関連指針等検討小委員会が平成24年3月14日に公表した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について」	第9準備書面	9
本件事故	福島第一発電所事故 (答弁書7ページで設定された略称)	第10準備書面	7
崎山氏	崎山比早子氏	第12準備書面	7

		面		
崎山意見書	崎山比早子氏の意見書	第12準備書 面	7	
原告ら第16 準備書面	原告らの2015（平成27）年7月1 6日付け準備書面16	第12準備書 面	7	
1990年勧 告	国際放射線防護委員会（ICRP）が平 成2年（1990年）に行った勧告	第12準備書 面	7	
2007年勧 告	国際放射線防護委員会（ICRP）が平 成19年（2007年）に行った勧告	第12準備書 面	7	
低線量被ばく WG	低線量被ばくのリスク管理に関するワー キンググループ	第12準備書 面	12	
福島第二発電 所	被告東電の福島第二原子力発電所	第12準備書 面	20	
避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共 団体の長に対し、住民の避難を指示した 区域（福島第一発電所から半径20km 圏内、福島第二発電所から半径10km 圏内の区域）	第12準備書 面	20	
計画的避難地 域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共 団体の長に対し、計画的な避難を指示し た区域（福島第一発電所から半径20k m以遠の周辺地域のうち、事故発生から 1年以内に積算線量が20mSvに達する おそれのある区域）	第12準備書 面	21	
避難指示等対 象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を 要請した区域内	第12準備書 面	38	

自主的避難対象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内	第12準備書面	39
崎山意見書2	崎山氏の平成28年5月9日付け意見書	第13準備書面	1
原告ら第30準備書面	2016〔平成28〕年7月21日付け原告ら準備書面30	第13準備書面	1
佐々木ほか連名意見書	平成28年10月26日付け佐々木康人ほか16名作成に係る連名意見書	第13準備書面	1
LSS第14報	原爆被爆者の死亡率に関する研究, 第14報, 1950-2003年: がんおよびがん以外の疾患の概要	第13準備書面	6
高橋意見書	平成28年8月25日付け高橋秀人作成に係る意見書	第13準備書面	24
岡本教授	岡本孝司教授	第15準備書面	3
山口教授	山口彰教授	第15準備書面	5
津村博士	津村建四朗博士	第15準備書面	6
失敗学会報告書	福島原発における津波対策研究会・報告書	第15準備書面	8
原告ら第34準備書面	2016〔平成28〕年9月30日付け準備書面34	第15準備書面	9
松澤教授	松澤暢教授	第15準備書面	18
原告ら準備書	平成27年12月3日付け原告ら準備書	第16準備書	1

面(22)	面(22)	面		
I A E A	国際原子力機関	第16準備書 面	1	
I A E A 事務 局長報告書	福島第一原子力発電所事故事務局長 報告書	第16準備書 面	1	
1992年勸 告	I C R P P u b l i c a t i o n 6 3	第17準備書 面	21	
1999年勸 告	I C R P P u b l i c a t i o n 8 2	第17準備書 面	22	
安全評価審査 指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関 する審査指針	第18準備書 面	10	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第18準備書 面	23	
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能を 有する系統	第18準備書 面	24	
原告ら第32 準備書面	原告らの平成28年7月25日付け準備 書面32	第19準備書 面	1	
平成3年溢水 事故	平成3年に福島第一発電所で発生した内 部溢水事故	第19準備書 面	1	
安全設計審査 指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設 計審査指針	第19準備書 面	5	
政治事故調査 委員会	東京電力福島原子力発電所における事故 調査・検証委員会	第19準備書 面	14	
設置許可基準 規則	実用発電原子炉及びその附属施設の位 置、構造及び施設の基準に関する規則	第19準備書 面	17	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に当該設計基	第19準備書	18	

	準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	面		
大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決	第20準備書面	1	
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第21準備書面	1	
原告ら第10準備書面	原告らの2015〔平成27〕年5月15日付け準備書面10	第21準備書面	1	
土木学会津波評価部会	土木学会原子力土木委員会津波評価部会	第21準備書面	6	
原告ら第37準備書面	原告らの2016〔平成28〕年1月2日付け準備書面37	第21準備書面	8	
名倉氏	名倉繁樹氏	第21準備書面	14	
評価値	原子炉の耐震設計における計算結果	第21準備書面	17	
評価基準値	耐震設計時の判断基準となる民間規格・基準類で定められている値	第21準備書面	17	
原告ら第23準備書面	原告らの2015〔平成27〕年12月7日付け準備書面23	第22準備書面	1	
原告ら第31準備書面	原告らの2016〔平成28年〕7月21日付け準備書面31	第22準備書面	1	
行谷ほか(2010)	宮城県石巻・仙台平野および福島県請戸川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション	第22準備書面	3	

特に断らない限り答弁書とは、平成26年9月18日付け答弁書を、第1準備書面とは平成27年3月5日付け被告国第1準備書面を、第2準備書面とは平成27年7月30日付け被告国第2準備書面を、第3準備書面とは平成27年10月15日付け被告国第3準備書面を、第4準備書面とは平成27年12月17日付け被告国第4準備書面を、第5準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第5準備書面を、第6準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第6準備書面を、第8準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第8準備書面を、第9準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第9準備書面を、第10準備書面とは平成28年10月13日付け被告国第10準備書面を、第12準備書面とは平成28年12月15日付け被告国第12準備書面、第13準備書面とは平成29年3月2日付け被告国第13準備書面を、第15準備書面とは平成29年6月1日付け被告国第15準備書面を、第16準備書面とは平成29年8月31日付け被告国第16準備書面を、第17準備書面とは平成29年8月31日付け被告国第17準備書面を、第18準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第18準備書面を、第19準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第19準備書面を、第20準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第20準備書面を、第21準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第21準備書面を、第22準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第22準備書面を指す。